



日本経済団体連合会（経団連）とメキシコ国際企業連盟（COMCE）による
協力覚書
（仮訳：正文は英語版）

序章

日本経済団体連合会（経団連）とメキシコ国際企業連盟（COMCE）は、ビジネス関係の強化及び相互協力の発展のため、以下の通り新たな協力覚書を締結した。本覚書の目的は、両者のより強力なビジネス関係の発展に向けた実務的な枠組みを継続かつ確立していくこと、ならびに、経団連と COMCE の協力における良好な慣行を継続しながら、相互の経済的目標の実施強化につながる協力の手順を明確にすることである。

第1項

両者は相互利益のため、両国の法や規制に従って、経済団体間の経済協力を奨励かつ促進する。

第2項

両者は相互に通商代表団や専門家の往来、経済対話の実施を促進するとともに、当該活動のフォローアップを支援する。

第3項

両者はそれぞれの会員の間で両国における事業機会が容易に入手可能となるよう、ネットワークの確立および拡大のために協調する。

第4項

両者は相互の経済情報、統計、貿易データの共有を奨励し、かつ、貿易契約の締結や共同事業の実施のために会員が当該情報にアクセスできるよう保証する。両者はまた、可能かつ必要な場合には、共同調査も奨励する。

第5項

両者はそれぞれの経済団体のために、出版物、雑誌、定期刊行物のほか、経済活動及び事業活動に適用される法令規則集を交換する。



第6項

各者は両国において相手が組織または参加する貿易フェア、展示会、会議、セミナーやそれに類する活動の開催を支援する。

第7項

両者は様々な障壁を特定し、最適な解決策を見つけることにより、貿易やビジネスの発展を阻害するあらゆる障害を取除くために全力を尽くす。

第8項

両者は技術的知見やノウハウ、各会員間での研修機会の相互提供を支援かつ促進する。

第9項

別段の合意がない限り、各者は本覚書に基づく活動に参加するための費用を負担する。各団体が本覚書に基づく活動を実施する上での能力は、資金的、人的、その他の資源の利用可能性によるものとする。

第10項

両者は本覚書を実行するために、新しい条項の追加や既存の条項の修正が必要となる新たな事象について考慮しつつ、適宜共同で条項を見直す。本覚書は両者の合意に基づき随時修正される。

第11項

本覚書は両者の署名により発効し、両者あるいはどちらか一方が相手側に本覚書の停止を求める書面通知を行うまで効力を有する。本覚書はいかなる場合でも両者間の協議の後に終了する。

2016年8月9日 メキシコシティにおいて署名

日本経済団体連合会（経団連）
日本メキシコ経済委員長
志賀俊之

メキシコ国際企業連盟（COMCE）
会長
バレンティン・ディエス・モロド